

水産政策審議会  
第56回 漁港漁場分科会

令和6年10月18日（金）

農林水産省 水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課

午後 2 時 0 0 分開会

○不動計画・海業政策課総括 予定の時刻になりましたので、ただいまより水産政策審議会第56回漁港漁場分科会を始めさせていただきます。私、水産庁計画・海業政策課総括の不動でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用します同条第1項の規定により、本分科会の定足数は過半数とされております。本日は、委員定数7名中4名の委員が御出席されております。定足数を満たしており、よって、本日の漁港漁場分科会は成立しております。

続きまして、本分科会の開催形態についてでございます。カメラ撮りは原則として冒頭のみとしておりますが、会議途中でカメラ撮りを可とする場合は、事務局からお知らせさせていただきます。

また、議事と各委員の御発言内容は、後日、ホームページにて公表することとしておりますので、御了承ください。

次に、リモートで御出席いただいている委員様にお知らせします。

会議中、カメラはオン、マイクはミュートにいただき、御自身の御発言の際にはマイクのミュートを解除して御発言をお願いします。

また、通信状況が悪く、音声聞き取りにくい場合には、カメラオフをお願いする場合がございます。

審議事項に対する御発言は、分科会長から御指名の順に頂くことを予定しておりますが、これ以外の御発言がある場合には、挙手ボタン又はチャットにより事務局にお知らせいただくよう、お願いいたします。

音声がかええないなどの不具合がございましたら、資料の説明途中であっても、その旨を御発言いただくか、チャット又はあらかじめお知らせさせていただいております事務局の電話へ御連絡をお願いいたします。また、音声の不具合等で説明や審議を中断する場合がありますことをあらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、水産庁田中漁港漁場整備部長から御挨拶申し上げます。  
○田中漁港漁場整備部長 第56回漁港漁場分科会の開催に当たりまして、御挨拶申し上げます。

まず、委員各位におかれましては御多用のところ、本日の会議に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今回の分科会では、前回の分科会におきまして諮問させていただきました行政不服審査請求について御審議を頂くということでございます。

また、その後、報告事項として、この分科会で御審議の上で令和4年3月に策定をいたしました漁港漁場整備長期計画、これが今年中間年ということになります。これまでの進捗状況などについて御報告をさせていただき、御意見等を賜りたいというふうに思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○不動計画・海業政策課総括　ここで、本日御出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

まず、会場にて御出席されておられます委員から御紹介させていただきます。

石巻漁業(株)代表取締役会長の及川委員でございます。

○及川委員　よろしくお願いします。

○不動計画・海業政策課総括　東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授の工藤委員でございます。

○工藤委員　よろしくお願いします。

○不動計画・海業政策課総括　明治大学専門職大学院法務研究科教授の橋本委員でございます。

○橋本分科会長　よろしくお願いいたします。

○不動計画・海業政策課総括　続きまして、リモートにて御出席いただいております、東北学院大学地域総合学部政策デザイン学科准教授の定池委員でございます。

○定池委員　よろしくお願いします。

○不動計画・海業政策課総括　特別委員の(株)クリエーションWEB PLANNING代表取締役の深川委員でございます。

○深川委員　よろしくお願いします。

○不動計画・海業政策課総括　なお、北海道漁業協同組合連合会代表理事会長の阿部委員、北部太平洋まき網漁業協同組合連合会代表監事の青木委員、全国漁協女性部連絡協議会副会長の高松委員におかれましては、御都合により本日御欠席でございます。

続きまして、水産庁側の出席者を御紹介させていただきます。

先ほど御挨拶させていただきました田中漁港漁場整備部長でございます。

○田中漁港漁場整備部長　よろしくお願いいたします。

○不動計画・海業政策課総括 中村計画・海業政策課長でございます。

○中村計画・海業政策課長 よろしく申し上げます。

○不動計画・海業政策課総括 渡邊事業課長でございます。

○渡邊事業課長 よろしく申し上げます。

○不動計画・海業政策課総括 櫻井防災漁村課長でございます。

○櫻井防災漁村課長 よろしく願いいたします。

○不動計画・海業政策課総括 高原水産施設災害対策室長でございます。

○高原水産施設災害対策室長 よろしく申し上げます。

○不動計画・海業政策課総括 内田海業調整官でございます。

○内田海業調整官 内田です。よろしく申し上げます。

○不動計画・海業政策課総括 そのほか水産庁の事務局が出席させていただいております。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。資料のクリップを外し御覧ください。

まず、議事次第、一枚紙でございます。分科会委員名簿、座席表、これは委員の皆様のみですけれども、各委員の皆様への事前説明資料という一枚紙が入っております。

次に、資料の右肩の資料番号が付いております資料1でございます。この資料につきましては個人情報保護の観点から、傍聴者の皆様には傍聴者配布用として、氏名等の個人情報を非公表とした資料を配布させていただいております。また、委員の皆様には傍聴者配布用のほか、委員配布用の個人情報が記載された資料、この2種類を配布させていただいております。

続きまして、これは委員限りの資料でございますが、参考資料が入っております。

続きまして、右肩の資料2、資料3、資料4を配布しておりまして、以上が本日の資料となっておりますが、不足等ありましたら事務局の方にお申し付けいただきたいと思います。

なお、本日の資料につきましては説明時に画面に表示させていただきますので、適宜、併せて御覧いただければと思います。

ここで、報道の関係のカメラ撮りはここまでといたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。これより進行を橋本分科会長にお願いいたします。よろしく願いいたします。

○橋本分科会長 それでは、議事に入らせていただきます。着席をして進めさせていただきます。

本日の議事としては、答申事項 1 件、その他報告事項 3 件を予定しています。

早速審議に入らせていただきます。

諮問第456号、行政不服審査請求についてでございます。

本件につきましては、先日 5 日の第55回分科会において諮問を受け、説明がなされているものでございます。本日は漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律附則第 3 条に基づく漁港漁場整備法第43条第 3 項の規定により、公開による意見聴取を行った上で分科会としての答申を行う予定としております。

この後、審査請求人から御意見を聞かせていただきたいと存じますが、その前に、本審査請求の概略を、事務局より簡単に御説明願います。

○中村計画・海業政策課長 水産庁計画・海業政策課長、中村でございます。

本審査請求の概略につきまして、簡単に御説明させていただきます。

資料 1、お願いします。

まず、はじめに、1、審査請求に係る処分の（4）ですけれども、処分の概要についてです。審査請求人が、令和 5 年〇月〇日付けで行った漁港水面占用許可申請に対しまして、処分庁が令和 5 年〇月〇日付けで不許可とした処分になります。

次に、2、審査請求の（3）審査請求の趣旨及び理由についてです。審査請求人は処分庁からメールや電話で占用料を払わなくてもよいと言われたので払っておらず、その占用料を払っていないことを理由に不許可とするのは不当であるとしまして、農林水産大臣に対しまして、この処分の取消しを求める審査請求が令和 5 年〇月〇日付けでありました。

次に、3、審理手続の経過についてです。この審査請求を受けまして、令和 5 年〇月〇日に、本件審査請求の審理手続を担当する審理員を指名し、その後、審理員において処分庁や審査請求人に対して弁明書や反論書等の提出を求め、口頭による意見陳述や証拠書類に基づいて審理が行われ、本年〇月〇日に審理員から審査庁に対して意見書が提出されたところです。

次に、審査請求に対する 4、処分庁の弁明についてです。（1）から（4）についてですけれども、処分庁は弁明書や質問に対する回答書、口頭意見陳述において、令和 3 年度の占用料の支払いについて、一時的な保留を依頼し、廃止届の提出についてメールを送信した事実はあるが、その後、すぐに事実誤認に基づいて送信したものであることを説明し、

経緯をまとめたメモを送信するとともに、その後改めて納入の通知を行い、督促も行っている。また、令和4年度の占用料についても、納入通知書により納入の通知を行い、督促も行ったとしています。さらにウにおいて、占用許可期限終了後には、占用許可を更新する場合には未納となっている令和3年度及び令和4年度の占用料を納入した上で、占用許可申請を行うよう依頼したとしています。

そして、（5）処分の理由についてですけれども、占用料が納入されていない占有があることは、適正な対価を払っている他の者との公平性が損なわれることになり、漁港の円滑な利用の確保及び漁港の適正な管理に支障を与えるものとなる。したがって、占用料が納入されていない以上、漁港区域内の水域における占有が漁港の保全に著しく支障を与えるものではないとは言えないことから、不許可としたものであると主張しています。

次に、5、審理員の意見についてです。

（1）についてですけれども、処分庁が占用料の支払いを一時的に保留するよう依頼したメールについては、処分庁において占用料の正しい負担者を特定すべく、占有物件の現状等を確認するために送付したものと考えられるものであるとしています。

（2）についてです。廃止手続等に関するメールについては、処分庁が占有物件を審査請求人とは別の者が使用していると誤認して送信したものであるが、事実誤認に基づいて送信したものであることを審査請求人に説明した上で、一連の経緯をまとめた資料を審査請求人に送付している。そして、（3）について、処分庁は、審査請求人が納入義務者であり、占用料を支払う必要がある旨を通知しており、占用料の支払いについて督促を行っていることとしています。したがって、（4）、当該メールをもって処分庁が占用料の支払いを減免したと認めることはできない。その他、支払いの免除や許可の取消し等を行った事実もないとしています。

このため、（5）についてです。占用料が納入されていない以上、漁港区域内の水域における占有が漁港の保全に著しく支障を与えるものではないとは言えないと判断し、審査請求人の占有許可申請を不許可処分としたことは妥当であり、審査請求人の主張は理由がないというべきであるとしています。

なお、（6）についてですけれども、令和3年度分及び令和4年度分の占用料に関する納入義務の減免については、審査請求人が処分庁に対して提起した審査請求において棄却されているとしています。

最後に、（7）についてですが、以上のとおり、本件処分は違法性又は不当な点はなく、

そのため、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきであるとしています。

簡単ですけれども、以上でございます。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

続いて、審査請求人から意見の聴取を行うことといたします。よろしいでしょうか。

先ほど申し上げましたとおり、改正前の漁港漁場整備法第43条第3項の規定によりまして、当審議会の意見を決定しようとするときは、審査請求人又はその代理人に対し、公開による意見の聴取をしなければならないとされております。したがいまして、本日、審査請求人にお越しいただきまして、このような機会を設けたわけでございます。

それでは、早速ですが、本審査請求について、審査請求人からの御意見をお聞かせ願いたいと存じますので、審査請求人は意見陳述席にお進みをお願いします。

（審査請求人　移動）

○橋本分科会長　審査請求人、御本人様でしょうか。

○審査請求人　はい、本人です。

○橋本分科会長　それでは、審査請求人は、不服審査請求の理由につきまして、書面で述べ足りなかったこと、特に強調しておきたいことなど、この場でおっしゃりたいということがあれば述べていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○審査請求人　皆様、本日はお時間を頂き、誠にありがとうございます。

本日は、令和5年〇月〇日付けで行われた〇〇県の水域占用不許可処分に関する審査請求——以下「本件」と言わせていただきます——本件について弊社の意見を陳述いたします。

審査請求人として、本件処分が不当である理由を御説明させていただきます。

本件は、弊社が〇〇県の漁港区域内の水域に対して占用許可を申請したところ、不許可処分を受けたことに対し不服を申し立てたものです。処分庁は、令和3年及び4年度の占用料1,140円が未納であることを理由に不許可としました。しかし、弊社は処分庁から占用料の支払いをしなくてもよいとの連絡を受けていたため、占用料を支払わない状態にありました。

弊社は令和3年〇月に、処分庁から占用料の一時的な保留や廃止届の提出依頼を受け、その指示に従いました。このやり取りに基づき弊社は占用料を支払う必要がないと解釈しておりまして、そのため占用料未納を理由に占用許可を不許可とするのは不当であり、こ

の処分の取消しを求めます。

論点の整理をさせていただきたいと思います。

(1) 誤認による連絡の不当性。本件の争点は占用料の納入義務が処分庁によって減免されるべき特段の事由があったかどうかです。弊社は令和3年に処分庁から受けた連絡に基づき、占用料の支払い義務がないと解釈しました。しかし、処分庁は後になってこの連絡が事実誤認に基づくものであったと主張しました。ここで問題なのは、なぜそのような誤認が発生したのか、また、誤認が事実であった場合、その責任が誰にあるかという点です。処分庁には誤認の経緯を明確に説明する義務がありますが、その説明が不十分なまま一方的に連絡を撤回し、弊社に不利益を与えました。これは不合理かつ不当な対応であると考えます。

(2) 手続の遅延と手続上の不備。さらに、〇〇県が発行した督促状に対する審査請求手続が大幅に遅延していた点も問題です。例えば令和3年〇月〇日、令和4年〇月〇日、同年〇月〇日、同年〇月〇日付けの督促状に関する審査請求の裁決が下されたのは、令和6年〇月〇日でした。これらの手続の未完了のまま、令和5年9月に不許可処分を行ったことは、手続上の重大な不備であると考えます。

(3) 処分庁のメールの矛盾。また、令和3年〇月〇日のメールの内容も重要な論点です。処分庁は占用物件の現況確認のため、〇〇株式会社に連絡を取ったにもかかわらず、同社からは試験礁の存在を知っているという回答しか得ていません。それにもかかわらず処分庁は、現在既に別会社により利用、管理が行われておりますというメールを弊社に送信しました。この内容は得られた情報と矛盾しており、処分庁が誤認であったと説明していること自体、不合理です。さらに、わざわざ〇〇株式会社に確認の電話をしたにもかかわらず、あえて会社名を伏せて別会社と表現した理由も理解できません。これらの状況から、このメールが本当に誤認によるものなのか疑念が生じます。むしろ処分庁が何らかの意図で誤認を装ったと考えざるを得ません。

以上の理由から、弊社は、本件不許可処分が不当であると考えます。処分庁が誤認に基づく対応を行い、その説明を明確にしないまま弊社に不利益をもたらしたのは不合理です。また、手続の進行上の不備や矛盾する説明も、本件処分の妥当性を大きく損なっています。

よって、弊社は本件処分の取消しを求めるとともに、公正な判断をお願い申し上げます。

本日は、皆様の御理解と御判断を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。



○橋本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま、審査請求人から意見を述べていただきました。委員の皆様から特にお聞きになりたいということがなければ、これで審査請求人からの意見の聴取は終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、審査請求人は御退室いただいて結構であります。どうもありがとうございました。

(審査請求人 退室)

○橋本分科会長 それでは、御意見を聞きましたので、これからこの件の審議を進めたいと思います。

ここからは不服審査に係る内容でございますので、水産政策審議会議事規則第6条によりまして、審議会が必要と認めた場合については非公開とすることができることになっております。これ以降は非公開での審議を行うことにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、これより非公開としたいと思います。

委員、事務局以外の方は、恐れ入りますが退席をお願いいたします。

(非公開審議)

(公開審議再開)

○橋本分科会長 それでは、先に進めたいと思いますが。

続きまして、報告事項の1件目として、漁港漁場整備長期計画の進捗状況について、計画・海業政策課長から御報告をお願いします。

○中村計画・海業政策課長 資料2をお願いします。

今回、報告事項といたしまして、漁港漁場整備長期計画の進捗状況について御報告します。

1 ページ目をお願いします。

この漁港漁場整備法に基づく漁港漁場整備長期計画についてですけれども、第6条の3で閣議の決定を経るということ、そして、第1条の3の方で5年を1期とするということ、令和4年から令和8年度までの5か年の長期計画となっています。

次、お願いします。

この計画につきましては、当分科会で御議論いただき、先ほどの閣議決定を経て令和4年3月に決定したものです。少しおさらいも入りますが、今日はその進捗状況ということ

で指標のフォローをしたいと思っています。

まず、漁港漁場整備長期計画のポイントです。これは大きく三つの柱がございます。一つ目、水産業の成長産業化、二つ目、持続可能な漁業生産の確保、三つ目、漁村の魅力と所得の向上という三つの柱に大きく分かれています。その中にアとイという小柱が二つずつ立っております。

一つ目の小柱については拠点漁港の生産・流通機能の強化ということでございます。これにつきましては例えば輸出が可能な市場を整備するでありますとか、大型漁船対応の大水深の岸壁を造る、あとは防波堤などもそうです。そして、養殖生産拠点の形成。これは二つ目の小柱ですけれども、養殖場と漁港との一体的な整備を図るというもの。

そして二つ目の柱の中の一つ目の小柱といたしまして、環境変化に対応した漁場生産力の強化ということでございます。この中には藻場・干潟の整備でありますとか、あと沖合の我々水産庁でやっていますフロンティア漁場整備、このような漁場の整備が入ります。あと小柱の二つ目、環境変化の中には災害リスクというものがございまして、災害リスクへの対応力強化というものを小柱に挙げております。これは地震・津波・波浪の対策、あと避難の対策、そして施設の老朽化対策、これも含めた施策として行っております。

そして、三つ目の柱、漁村の魅力と所得の向上の中では、一つ目の小柱として、ア、海業による漁村の活性化ということで、今回この海業、後段にも御説明させていただいておりますけれども、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すということで、新たな施策の一つとして水産庁も取り組んでいるところでございます。そして、二つ目の小柱、地域の水産業を支える多様な人材の活躍ということで、就労環境の改善でありますとか、高齢者・女性の活躍、こういったものも施策の一つとして入っています。

そして横串を刺すように共通課題として、社会情勢の変化への対応ということです。グリーン化、デジタル社会、生活スタイルの変化、このようなものを掲げております。

そして、これらに対する目標をそれぞれ掲げています。整備目標とか成果目標があります。今日は成果目標を主に指標のフォローをしていきたいと考えています。2番目で書いておりますが、代表例といたしまして、10個挙げさせていただいています。その詳しい数字を書いたものが3ページ目になります。

目標の数値といたしましては令和8年度、一番右側ですけれども、5か年計画の最終年度までにこのような数値まで持っていきたいというものです。そして、令和4年度、令和5年度ということで赤字で書いておりますのが、今までの整備した、若しくは取り組んで

きた実績になります。青色、黄色、緑と分かれておりますが、これは先ほど御説明した3本の柱になります。1－1から3－2まで10個の成果目標を掲げております。この中で、例えばかいつまんで説明いたしますと、流通拠点における漁港で衛生管理の下で取り扱われる水産物の取扱い、これについて70%に持っていきたいけれども、今のところ47%であると。あと輸出拠点における同じく衛生管理の整った水産物の取扱い、養殖生産量の話、そして二つ目の柱でいきますと、水産物の増産量、藻場・干潟の創造、そして、これは防災になりますけれども、流通拠点において水産業の早期回復体制、これが構築された割合、あと避難に対する安全が確保された人口の割合、予防保全型老朽化対策ができた割合、そして交流人口200万人増加させること、そして最後は海業の新しい取組を500件展開するといった、こういった目標を達成するべく施策を推進しているところです。

これは、全体としておおむね順調に進展しているというふうに我々は捉えています、一部の指標で進捗の思わしくないものも含まれているということです。例えばですけれども、1－1、2－3、こういったものがあります。後ほどこの濃い字、ナンバーのところでも濃くなっているところについて、一つ一つ取り上げて説明したいと思います。

少し進捗が遅いものについて、1－1、2－3ですけれども、最初に申し上げますと1－1では、衛生管理の体制の下で取扱われる水産物の割合とありますけれども、衛生管理については施設の整備と併せて、例えばその衛生管理がきちっとチェックされている、その書類を保存するでありますとか、そういったことが必要です。いわゆるハードとソフト両方そろってようやくパーセンテージが上がるということになっています。例えば衛生管理ですと、そのソフト的なものが追いついていないというのが現状でした。

一方で、2－3、これは防災の話ですけれども、流通拠点における災害時に早期回復体制が構築された割合。これについても、施設を耐震化した、対津波化した、こういったハード的なもの、そしてソフト的なもの、これはBCP、ビジネス・コンティニティ・プランという事業継続計画、これらのセットでようやく指標としてカウントされるということですけれども、一方でこちらの方はハード整備が少し遅れていると、こういった状況にあります。ですので、おおむね進捗は進んでいるものの、中には少しハード若しくはソフトが遅れて進捗が思わしくないものが含まれているということでございました。

一つずつ、かいつまんで御説明いたします。

4ページ目をお願いします。

まずは、輸出の話になります。輸出の拠点で衛生管理が整っているものということであ

ります。これについては左側の下にありますとおり、水産全体の目標としては、2025年に水産物0.6兆円ほど輸出したい。さらには、2030年度に水産物1.2兆円という目標があります。この水産物の輸出自体は0.6兆円に対して今0.4兆円、3,900億円ぐらいまで今伸びているという状況が全体の状況であります。

そして、5ページ目をお願いします。

どんなことをやるかということ、陸揚げから荷さばき、流通加工、こういった一貫的な体制が取れているかということでございます。そうしないと輸出がなかなかできないということで、まずは輸出するための衛生管理が重要ということで、上の成果目標でございますけれども、水産物の輸出拠点となる漁港において取り扱われる輸出水産物のうち、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の割合ということであります。これは右下を見ていただければ、5年後に60%という目標があります。便宜上直線で結んだところでありますけれども、R5年に43%にまで途中経過としてはいけばいいということで、今のところはそれが39%の進捗になっているということであります。

現状においてはその輸出拠点、約150港ほどあるんですけれども、そこそこの進捗が図られているのではないかとということであります。これについては、先ほどの御説明の繰り返しになりますけれども、ハード面の整備はおおむね順調に進んでいるが、一方でソフト面の記録とか、それを保管する、こういったものに関して少し体制の問題、現場に聞きますとやはり人員不足といった問題がある。ハードは整っているものの、ソフトが今からだということで、この差を埋める必要があるということであります。

今後の対応ですけれども、例えば省人化のためのDXを促すようなデジタル化でありますとか、そういったものを促すような、こういった支援策も促していきたいというふうに考えています。

次、お願いします。

次に、水産業の成長産業化の中の養殖生産拠点の形成ということであります。これは写真に示しますとおり、養殖の水域の確保、そしてそれを陸揚げする漁港の生産拠点としての場、これを一体的に整備、推進していくというものであります。

次、お願いします。

この成果目標といたしまして、漁港・漁場の整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、維持・増産により確保する養殖の生産量をおおむね100万トンに持っていきたいということであります。これは毎年5年間100万トンを続けていきたいという目標で

ありまして、現在R 5年では97万トンということでもあります。ある程度十分な進捗が図られているのではないかと考えています。分析といたしましては、施設を造っただけでは駄目なのですが、その利用も計画どおりに進んでいるということでもあります。今後の対応といたしまして引き続き計画的に整備を図っていくということが考えられるということでもあります。

次、お願いします。

二つ目の柱、持続可能な生産の確保ということです。一つ目の小柱になりますと、これは漁場の整備になります。ここにありますとおり、藻場・干潟の整備でありますとか、魚種変化に対応した漁場の整備、さらには資源管理の取組と連携したということで、例えば観測ブイを浮かべるでありますとか、そういった施設の整備若しくはソフトの対策を行っております。

次、お願いします。

こういった漁場整備によりまして、成果目標でございますけれども、水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により増産される水産物、これを5年後6.5万トンまで持っていきたいというものでございます。R 5年度時点で2万トンということになっており、ある程度十分な進捗が図られているものと考えられます。分析ですけれども、漁場整備の中には魚礁の整備、そして増殖場の整備があります。今回調べてみますと、各都道府県さん、各市町村さん含めて、大体聞いたところ、漁場整備の中でも魚礁というよりも増殖場の整備、これに力を入れていらっしゃるということが浮かび上がってまいりました。いわゆる将来的な生産量を確保するための基礎生産力を高める、育てていく、こういった漁場整備を中心に進められているというのが分析の結果で分かってきています。

今後の対応といたしましては、引き続きそういった地方公共団体の声を聞きながら支援をしていくと、魚礁整備と増殖場の整備をバランスよく支援していくということを考えています。

次、お願いします。

環境の変化の二つ目の小柱です。災害リスクへの対応ということでもあります。この災害リスクへの対応といたしましては、左下の写真にありますとおり、耐震、対津波の対策、そして避難所を造る、避難場所を確保する、あとはソフト対策といたしましてBCP、事業継続計画の策定を促す。こういったことで指標の数値を高めていこうということでもあります。

次、お願いします。

成果目標といたしましては、水産物の流通拠点となる漁港におきまして、水産業の早期回復体制、この体制といいますのは、※1の下に書いておりますとおり、事業継続計画の策定とともに、地震や津波に対する主要施設の安全性が確保されているということで、ハード・ソフト一体的に進めていく。こういった体制の整備、構築された漁港の割合、これを右下の図でありますとおり、5年目の令和8年には70%まで持っていきたいということでもありますけれども、R5年については31%にとどまっているということでもあります。この指標については、やはり整備は時間がかかるものですから、初年度は立上りがどうしても遅くなるということで、後年の6、7、8、この辺りに成果が伸びてくるんであるということでもあります。

一方、実態問題として、分析しましたところ、これについてはBCPなんかの事業継続計画、このソフト的なことは進んでいるけれども、一方で岸壁の整備、耐震化、こういったハード的なものが遅れているということでありました。この遅れは施設を利用しながらの整備になるということで、例えば岸壁ですと、今現状そこで陸揚げしながら、準備をしながら、それを使いつつ工事も進めなければいけないということで、調整問題がかなり出てきているということをお聞きしております。

今後の対応ですけれども、そうはいってもできるだけ重点的にやりたいということで、早期に効果が見込まれる漁港、こういったところをピックアップして重点的に支援していくということに対応として考えております。

次、お願いします。

続いて、三つ目の柱、海業の振興と多様な人材の活用による漁村の魅力と所得の向上であります。海業につきましては、漁港の有効活用ということもございます。漁港につきましては、先般、漁港漁場整備法を改正させていただきまして、漁港の施設を利用しやすくするという改正も行っています。左側にありますとおり、現状の漁港、これを例えば左側に漁業活動に要するエリアとしてコンパクトに効率化していく。そして空いたところに海業の展開を図っていく、活用促進エリアとして展開していく、こういったことを考えています。こういったことによって漁村の魅力を発信し、所得の向上につなげていこうということでもあります。

次、お願いします。

これらの海業の活動によりまして、漁村全体の活性化にもつながっていくということで、

現在、右側にありますとおり、基準年 R 3 年では大体 2,000 万人、交流人口がいました。この交流人口は全国 1 億数千万人いる中で、漁村の例えば直販に来ていただいたとか、体験しに来ていただいた、こういった方が 2,000 万人いたということです。これを 200 万人増加する目標を掲げておりました。一方、ここに書いてありますとおり、コロナ明けの R 4 を見てみますと、2,300 万人台になっているということで、既にその目標は達成されているということになっています。ですので、コロナ明けでかなり皆さん、漁港、漁村に来ていただいて、買ったり、食べたり、体験したりしていただいているということでもあります。

この中身を見ますと、この分析ですけれども、いろんな施設に来ていただいたり、交流をしていただいたりしているんですけれども、漁港の直販所に来ていただいているという人がかなり多いということでありました。やはり消費者の皆さん、国民の皆さんは漁村での新鮮な、新しい水産物を目的に、食の安全もそうだと思いますが、そういった新鮮さを求めて漁村に来ていただいているのだらうというふうに感じております。そして国内外から来訪者が増加しているということでもあります。ですので、今インバウンドも言われておりますので、国内・国外とも今後、より来訪者に来ていただけるような取組をしていきたいというふうに考えています。

その今後の取組ですけれども、後ほど詳しく説明しますが、R 7 年度の予算要求におきまして、この海業振興を後押しする一步を踏み出せるようにということで、ソフト的な支援を拡充したいと考えています。そして先ほど申し上げた法改正、これは 4 月に施行されたんですけれども、それを実態上、現実に移すべく、周知徹底をしまして、更に漁港管理者の方々に活用事業として使っていただくということを促していくということで、海業の全国展開に向けて発信していきたいというふうに考えています。

次、お願いします。

最後の小柱の目標ですけれども、同じ海業についても、成果目標として、新たな海業の取組件数、5 年間でおおむね 500 件取り組んでいきたいということを目標の一つに考えています。この 500 件はどういう数字かというと、全国の漁港管理者、市町村なり県なりなんですけれども、その数が大体自治体数でいくと 450 ありますので、大体一つの自治体で 1 個取り組んでいただければこの数字が達成できるというような、そういったイメージのものであります。あとは事前に、アンケート調査を行いましたところ、大体意欲のある自治体とそうでない自治体があります。その中で意欲のある、是非海業に取り組んでみたいよという、そういった自治体も多数あったということで、このような目標を設定

したということでもあります。

この状況が右側の下です。500の目標はR 8ですけれども、R 4年度は30という、少し立上りは遅かったんですけれども、R 5、昨年度は151まで上昇してきております。この勢いで500件について我々は目標を達成していきたいというふうに考えています。

これは分析なんですけれども、立上りは遅かったものの、既存の支援策ではありますが、それをうまくまとめてアナウンスしていくということで、こんな支援がありますよという支援パッケージというものを作ったり、あとは先進的な取組、若しくはモデル的な取組、こういったものを紹介する事例集を作りましたり、あとは海業の推進に取り組む地区ということで、水産庁のホームページで紹介しますよというような、そういった募集を掛けたり、このような運動をしてみいました。このため、ある程度盛り返してきたものというふうに考えています。

今後は、先ほど申し上げたとおり、予算の新規の事業を立ち上げたいという思いもありますし、あとは法改正による活用事業をどんどん推進していった、これを後押ししたいという考えでもおります。

以上、簡単ではございますけれども、長計の進捗状況についての御説明でした。

○橋本分科会長 ありがとうございます。

それでは、予定の時間を押してはいるのですが、漁港漁場整備長期計画の策定に意見を述べるというのは当分科会の重要な役割でもありますので、先生方から御質問等を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

工藤先生、お願いします。

○工藤委員 一つ質問させてください。13ページ目のスライドです。

この漁村の交流人口が2,000万人ぐらいを推移していて、331万人増加したというところなんですけれども、これについて質問させていただきます。これは水産白書でも出ているデータなんですけど、水産庁調べという形になっています。具体的にはどういう調べをしているのでしょうか。

なぜ質問させていただくかというと、最近公表された2023年漁業センサスのデータを見ると水産直売所の数も減っていますし、直売所に来る利用者数もかなり減っているんです。沿岸市町村の観光客数の動向を見てもコロナの影響で劇的に減っている中で、この漁村の交流人口は比較的横ばい、あるいは微増しており、珍しい変化をしているなと思ったので、このデータについて質問させていただきました。



○中村計画・海業政策課長 このデータは水産庁調べということで、漁村背後集落調査というものの一環でやっています。その中で、単に来たというよりもやはり目的を持って直販所に買いに来たとか、あとは体験しに来た、そういった項目ごとに調べた、その積上げになっています。

我々もこのデータは少し、コロナ明けとはいえ、元の数字以上に戻っているのどういことかと考えてみました。一つには、先ほど申し上げたように直売の人数というものが増えておりますので、そういった食に対するもの、新鮮なものを買いたいという意欲かなというふうにも思います。一方で、例えば海水浴客とか、そういったものは減っており、やはりプラスマイナスがあるのかなと感じています。それと、あとはダブルカウントといえますか、例えば体験しに来て、更に直販で買うというものがもしかしたら含まれているのかもしれない。行為といいますか、どこに何をしに行ったということなので、もしかしたらそういう同じ人が複数のものを行っているのもあるのかもしれない。

あと、もう一つあるとすれば、これはちょっと行政上のカウントの仕方かもしれませんが、我々はやはり海業という形である程度言ってきましたので、そういったデータの収集の仕方も精緻にやっていたのかもしれない。そこは元データ自体は市町村さんからの調査によるものを集計ということなので、そんなところがもしかしたらあるのかもしれない。これは今のところの分析になります。

○工藤委員 ありがとうございます。

私が言ったとおり、漁業センサスとの整合性というものはやっぱり必要になってくと思うんですね。2023年漁業センサスの数字を言いますけれども、2018年の水産物の直売所の施設数が343施設だったものが、2023年には284施設です。その利用者が2018年には1,315万人だったのが、2023年には980万人です。私はこのスライドにある漁村の交流人口の数を見たときに、水産物直売所等の交流施設なので、直売所以外の施設が増えてきていて、その利用者数が増えてきているのかなと思ったので、それについて確認させていただきました。いずれにしても、今御説明いただいたとおり、データとしては増えているということだと思いますので、そうした実態を把握していければと考えています。

以上です。どうもありがとうございます。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

事務局から何かありますか。

○中村計画・海業政策課長 ありがとうございます。

今回、中間年ということで、このようなデータ分析をしたということなんですけれども、今後、次年度、更にその次には新しい計画も立ち上げなければいけないので、このフォローアップをしっかりとしなければいけないと考えておりますので、今おっしゃっていただいた他のデータとの整合も、もう一回改めて確認しつつ進めていきたいというふうに思います。御指摘ありがとうございます。

○橋本分科会長　ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。

及川さん、お願いします。

○及川委員　7ページの養殖生産拠点の形成のところなんです、生産拠点の形成では100万トン生産の現状維持が一応5年間の計画になっていると、そうであるということ自体も、よく分かっていませんでした。今我々漁業者の方はいわゆる資源管理のロードマップの中で、2030何年ぐらいに444万トンぐらいの、日本全体の漁業の生産量を増やしますよと奨励され、それで漁業の部分ではいろいろTACの問題、IQの問題に関わっているわけです。けれども、養殖の部分は、今現在100万トンぐらいですよ、98万トンとか。この100万トンをもっと150万トン、多分一番目標は200万トンぐらいにしないといけないのだと思います。外国の漁業・養殖生産量が増えているのはみんな養殖が増えている。でも日本だけが実はずっと現状維持できている。その辺が水産庁さん全体として漁港漁場整備の分野と増養殖の分野で、この5年はそうだけれども、その先というのは増やしていかなんといかんよなというようなお話になっているのか、ちょっとその辺を教えてくださいと思います。

○中村計画・海業政策課長　ありがとうございます。

養殖についての各国との関係でいきますと、例えば我々でいうと輸出戦略の魚種を作っています、養殖戦略についてもそういった魚種を伸ばしていこうというのがあります。一方で養殖については過密もなかなか難しいし、エリアの限定もあります。ですので、今の海域、海面を有効に活用していく必要があるということで、野放図に面積を増やすでとるか、養殖自体をどんどん伸ばしていくということ、それが十分に施策として、それだけでいいのかというのがございますので、今の我々の考え方としてはここでいう養殖の生産拠点地域、ここの地域の生産を維持拡大させたいということで、少なくとも今ある水面を有効活用して、それを効率的に高付加価値を付けながらやっていきたいという、この5年間での計画があると考えておりますので、100万トンを維持していきたいということでもあります。

先ほどの将来の話につきましては、またこの次の計画の期間で水産基本計画とこの漁港漁場整備法の漁港漁場整備長期計画、これを両輪となってやっていくものと考えておりますので、また改めてその5年間については今までの施策のフォローといいますか、反省を含めて、そういったものが議論されていくものと承知しております。

○及川委員 はい、分かりました。ただ、漁業部門から見ると、やはり養殖が両輪でもっと劇的に増えていかなければ、日本全体の生産量というのはやはり上がらないのかなと思っているものですから、漁業部門だけで100万トン上げるのはなかなか容易なことではないよなと思っているものですから、そこを是非進めていただきたいと思います。

○橋本分科会長 今の話、事務局の方は特にないでしょうか。

○田中漁港漁場整備部長 了解です。アドバイスありがとうございます。

○橋本分科会長 それでは、定池先生、お願いします。

○定池委員 発言の機会を頂いてありがとうございます。

災害のリスクに関することでお尋ねしたいことがあるんですけども、数値目標を上げていただいている、また御説明の部分で、どうしてもハードの部分は時間が掛かるというようなお話も頂いておりましたが、今後この計画を進めていくときに津波の想定が変わるということも出てくる可能性もあるかと思います。先日も県単位で津波の想定を見直すというニュースが出たエリアもあつたりしますけれども、そういうふうに想定の方が変わってしまったときに、ハードの整備であつたり、またBCPの内容を新たに更新する必要がある、新しく作るだけでなく更新する必要があるというようなときには、どうしても達成割合が変わってしまうということがあると思うんですが、そのようなときにはどのような対応といいますか、新しい想定でまた進捗状況の測り方を変えるとか、又はもともとの基準のままで達成割合を測っていくというような、どのような測り方をしていくのかということをお教えいただけましたら幸いです。よろしくお願いします。

○中村計画・海業政策課長 ありがとうございます。

津波想定が変わるというのはおっしゃるとおりです。我々としては、この長期計画で基準年を定めてやっているものの、各地域でそういった動きがあれば、それを取り入れなければいけないと感じています。例えば3ページ目の2-4の最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった人口割合というものがあります。この中で、先生がおっしゃっており、津波の想定が変わって浸水エリアが広がったという地域がありました。それについては、要するに母数がその浸水エリアにいる人口で、その人たちが避難可能な時間、例え

ば10分後に来るということであれば10分以内に避難できるかと、そういった指標なんですけれども、浸水エリアが広がっていましたので、そういった浸水人口が増えるということを反映させていただいています。

ですので、地方公共団体の方ではそういった最新のものを取り入れて当然やっておられますので、我々の方の方もできる限りそれを反映したものとしたいと考えています。ただ、一方で基準年をもってやっていくものですから、それがダイレクトにいつも反映できるかというと、完全にはそうになっていないこともあると思いますが、できるだけ反映していきたいというのが我々のスタンスであります。

以上です。

○定池委員 ありがとうございます。どうしても数字の達成度合いだけになってしまうと、今おっしゃっていただいたような柔軟な対応をするときに、達成目標に達していないじゃないかというような御批判につながってしまうことが懸念されます。今言っていただいたように、やはり実のある体制を整えていただくということが大切ですので、注釈などしていただきながら、数字の見掛け上はこうけれども、その背景として、今言っていただいたように想定の変更により云々というような御説明を頂きながら、実効性のある整備を進めていただければというふうに考えております。

ありがとうございました。

○橋本分科会長 ありがとうございました。

それでは、予定の時間を超過しておりますので、次に進めたいと思います。

続きまして、報告事項の2件目として、海業の取組について、御報告をお願いします。若干急ぎめをお願いします。

○中村計画・海業政策課長 失礼しました。資料3をお願いします。

海業の取組についてということで、先ほどの3本目の柱、海業の推進の中のこれは予算の話を中心に報告させていただきたいと思います。

海業の予算フレームということで、ざっと言うと、今まで支援するものとしてハード的なものへの支援は割とありました。一方で我々水産庁の中で、特にスタートアップといいますか、立ち上げるときのソフト的な支援がちょっと薄かったということで、この7年度の予算要求では海業振興予算ということで、特に1、立上げ支援について力を入れて、新規要求、ここに5億円と書いておりますけれども、海業支援事業として立ち上げたいと思っています。（1）の方で、例えばですけれども、国の施策として率先して取り組むべき

先導的なテーマに対して、取組の全国展開を進めるべく計画づくりを支援していくというもの。あとは（２）の例えば②、チャレンジ事業ということで、どうしても海業をやりたいんだけど、どうやってやったらいいのか分からないとか、どういうふうに計画づくりをしたらいいのか分からないという漁業者、漁協の声を聞きますので、そういった方々が一步を踏み出すためのソフト的なもの、例えば資源の発掘でありますとか、経営のコンサルティング、民間事業者との連携、こういったことに支援するような、そういった事業を立ち上げたいと考えています。

あと右側ですけれども、これは実施段階と書いておりますけれども、今までの既存のものが二、三ありますが、これについても少しパワーアップしたいというふうにして考えています。例えば、２の（２）は浜活交付金なのですが、従来は荷さばき場の施設整備に支援することでありましたが、少しその荷さばきの横に直販所を付けるとか、そういった工夫をすることによって相乗効果を及ぼすということであれば、海業プラスの支援をしていきたいと思いますというもの。

あとは３番目ですけれども、漁港・漁村の環境づくりということで、先ほど漁港の有効活用の話、活用事業として展開する話をさせてもらいましたけれども、そういった海業に資する展開をその漁港の用地でする場合、用地の整序でありますとか再編に資するちょっとしたアシスト、こういったものも少し拡充していきたいというふうに考えています。

ですので、ハード・ソフトとも、さらには立上げ支援若しくは整備、これに至るまで穴のないような、そういった支援のスキームを作っていきたいと考えています。

３ページ目ですけれども、これにつきましては予算以外でもこういった取組をしていますという御紹介です。青の取組が今の実施中若しくは実施済みのもの、赤の取組が今後やっていくものということで、例えば今後人材確保につきましてはアドバイザーの育成でありますとか、そういったものをしていきたい。あと、民間活力でいきますとマッチングの推進ということで、民間と行政と漁協、こういったものがうまく全国的にマッチングできるような、そういったシステムを作っていきたい。あと、横展開でありますと優良事例づくりを検討して、これを皆さんが見習っていけるような、そういった情報提供もしていきたい。さらには、情報発信でいきますと万博での横文字の「UM I G Y O」の展開でありますとか、あとはマスコットキャラクター、こういったものも少し検討しているということでもあります。

最後、４ページ目、５ページ目、６ページ目は事例の紹介になります。例えば４ページ

目でいきますと、北海道の根室の歯舞漁港、ここにつきましてはコンブの施設の見学でありますとかパノラマクルーズ、そして市場そのものを見学していただく。あとはコンブの就労体験、これは大学と連携してインターンシップを取ってやっている、こういった事例もあります。

5 ページ目になりますと、神奈川県三浦市の三崎漁港であります。これはもともと海業の発祥の地と言われておりまして、直販とか遊覧、観光、こういったことをやっておられますけれども、さらにはこういったホテル、コンドミニアムと、こういった民間企業の方々若しくはトレーラーハウス、こういった従来とは違う客層、こういった方々をターゲットとした展開も併せて考えられているということです。

6 ページ目は、愛媛県の上島町。これは条件不利地域の離島ではありますがけれども、例えば空き家をゲストハウスとして改修されたり、あとプレジャーボートを受け入れたりとか、こういったいろいろな展開を図っておられるということで、離島の人が行くポテンシャルは余り必ずしも高くないところでも努力をされていると、そういった事例がありますというであります。

こういった事例を含めて、我々は先導的若しくはモデル的にも支援をさせていただいて、それを横展開して、全国展開に向けて施策を展開していこうというふうに考えています。

済みません、ちょっと早口になりましたけれども、以上でございます。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項として3件目の海業の推進のための体制強化について、これも計画・海業政策課長から御報告をお願いします。

○中村計画・海業政策課長　資料4をお願いします。

これは、ちょっと御紹介になります。海業の取組を推進するためということで、赤字ですけれども、10月1日から、この前、漁港漁場整備部3課の体制の見直しを行いましたということです。9月までは計画課だったのですけれども、この名前を変えまして、まずは計画・海業政策課に衣替えしたということです。

この現行と再編強化のところを見ていただきますと、右側の計画・海業政策課の下に、海業調整官というポストを作りまして、総合的な企画調整に当たったり、あとは海業企画であったり、この運営権登録官というのは、漁港漁場整備法の改正によりまして運営権という権利を持つと、非常に大きい制度を作ったものですから、そういった官を作る。こう

いった体制を強化して海業に取り組みたいということであります。

あわせて、整備課、防災漁村課におきましても、整備課においては事業課というふうに衣替えしたとともに、防災漁村課については、例えば計画課にありました水産多面的機能発揮対策事業、これを防災漁村課に持ってくることによって効率的に業務の推進を図っていくと。こういったことで漁港漁場整備部の３課の体制の見直しを図ったという御紹介であります。

以上であります。

○橋本分科会長　ありがとうございました。

それでは、委員の先生方、何かこの機会に御発言などあればお願いをしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

では、以上で、本日の議事はここまでとなります。

それでは、今後の進行を事務局に交代いたします。

○不動計画・海業政策課総括　本日の御審議、誠にありがとうございました。

議事と御発言につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、水産庁のホームページで公表させていただくこととなります。委員の皆様には、御発言の内容について後日改めて確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

不服審査請求については、本日答申を頂きましたので、これで終了となります。

今後の開催につきましては、適宜御相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の漁港漁場分科会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

午後３時１４分閉会